



## 東日本大震災

# あなたの備えや行動は

3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害がありました。千代田区でも震度5強の揺れがあり、建物被害や交通のマヒなどが見られました。特に、鉄道の運転再開に時間がかかり、多くの帰宅困難者が各駅周辺や公共施設などに集まり混乱も生じました。

首都直下型地震はいつ発生してもおかしくないといわれています。今回の震災を振り返り、家庭や職場での備えや地震後の行動のポイントをお知らせします。(関連記事2・9面)。

問合せ 防災課防災計画係 ☎5211-4187

**外に出ないで  
建物内に留まる**

千代田区内の建物は、不燃化や耐震化が進んでいます。地震の際は、火災や倒壊の危険がなければ建物内に留まってください。外に出ると、ガラスの落下などにより、かえって危険です。

**家に居ることが困難  
な場合は避難所に**

区民の皆さんは、家が安全であれば自宅で過ごしてください。家が火災や損壊、家財の散乱などにより住むことが困難な場合は、最寄りの小学校などの避難所に避難してください。

**事業所の方は  
あわてて帰宅しない**

事業所の皆さんは、建物が安全であれば、まずは会社に留まってください。公園や避難所に避難する必要はありません。その後、電車などの運行情報を入力し、帰宅が可能であれば公共交通機関や徒歩により帰宅してください。

**家庭も事業所も3日  
分を目安に備蓄を**

飲料水や食料、携帯トイレ、会社では毛布などを備えておきましょう。区でも一定の備蓄がありますが十分ではありません。なお、町会や事業所を対象にした、区の備蓄補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください。



▲震災当日に帰宅できなかった人たち (区民ホール)

東日本大震災で  
被災された皆様に  
心よりお見舞い申し上げます

被災地の一日も早い復旧をお祈りいたします。

区も、今回の震災を教訓として、今後の対策に活かしていきます。皆さんのより一層のご協力をお願いいたします。

## 4月24日(日)千代田区議会議員選挙

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票を

### 期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は期日前投票ができます。入場整理券中面の投票用紙請求書(宣誓書)を記入の上、期日前投票所へ下図表へお持ちください。

■投・開票速報はホームページで公表

投票日当日の投・開票状況は、区のホームページで (<http://www.city.chiyoda.lg.jp>) で公表します。(投票時間 午前7時～午後8時、開票 午後8時50分から)

▼期日前投票所 (どの会場でも投票できます)

会場	期日前投票のできる期間
千代田区役所 4階 選挙管理委員会室 (九段南1-2-1)	4月18日(月)～23日(土) 午前8時30分～午後8時
麹町区民館 洋室C (麹町2-8)	
和泉橋区民館 洋室A (神田佐久間町1-11)	

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎5211-4268

## 東日本大震災義援金を受付中

平成23年3月11日に東北・関東地方を襲った地震災害に対し、皆さんからの義援金を受け付けています。ご協力をお願いします。振込口座などは次のとおりです。

- 義援金名 「東日本大震災義援金」
- 受付期間 9月30日(金)まで
- 義援金受付
  - 郵便振替(手数料無料)  
口座番号「00140181507」

加入者名 日本赤十字社 東日本大震災義援金  
※受領書は、振込用紙の半券によりかえさせていただきます。  
※通信欄に「東日本大震災義援金」と記入してください。

問合せ 日本赤十字社東京都支部 赤十字社員課 ☎5273-6743  
区民生活課管理係 ☎5211-4181

※ATMでの振込みは不可  
②区民生活課での受付  
区民生活課の窓口(区役所2階)で預かり、日本赤十字社へ送金します。  
③区民生活課 区役所1階総合案内、出張所の募金箱(4月30日(土)まで)  
区民生活課でとりまとめて日本赤十字社に送金します。  
※義援金は、所得税法および法人税法の「寄付金」に該当します。詳しくは、お問い合わせください。

東日本大震災の影響により、電力が不足する恐れがありますので、節電にご協力をお願いします。

▼図表1 マンションの耐震診断助成

建築物の種類	対象者	住民登録率	耐震診断の助成割合( )内は限度額	
			緊急輸送道路沿道	一般道路沿道
分譲マンション	分譲マンションの管理組合	70%以上	10/10 (500万円)	10/10 (400万円)
		50%以上 70%未満	9/10 (450万円)	8.5/10 (350万円)
		50%未満	8/10 (400万円)	7.5/10 (300万円)
賃貸マンション	賃貸マンションの所有者等		8/10 (400万円)	7.5/10 (300万円)

▼図表2 マンションの耐震改修等助成 (限度額の単位:万円)

	延べ床面積	緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
		助成率	限度額	助成率	限度額
補強設計	10,000㎡以下	10/10	750	2/3	500
耐震改修・建替	5,000㎡以下	2/3	15,766	23%	5,439
	5,000㎡超え 10,000㎡以下	(注)	23,650	23%	10,879
法の認定外の耐震改修	10,000㎡以下	23%の2/3	7,252	23%の2/3	7,252

(注) 5,000㎡までは2/3、5,000㎡超え10,000㎡以下は1/3  
 ※ 助成基準額 補強設計=1,500円/㎡、耐震改修=47,300円/㎡  
 ※ 法=「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

### 第1回区議会臨時会

## 震災対応の補正予算を可決

平成23年第1回区議会臨時会を3月31日に開きました。この臨時会では、区長提出議案の「平成23年度千代田区一般会計補正予算第1号」など2件が可決されました。

問合せ 総務職員課  
 ☎5211-4138

区議会事務局  
 ☎5211-4297

## 耐震診断・耐震改修等の費用を助成

区は、区内の建築物の耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部を助成しています。今年度から耐震診断と補強設計について、自己負担を大幅に軽減するように、助成率と限度額を拡充しました。

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、区内でも震度5強を観測しました。3月12日・13日に職員が目視により、区内全域建築物の外観調査を行った結果、倒壊・半壊などの直ちに危険な状況の建物等はありませんでしたが、今回を超えるような大きな地震はいつ起こるかわかりません。建物の耐震化に向けて、制度活用を検討をお願いします。

■「マンションアドバイザー」派遣  
 マンションの耐震診断や耐震改修工事の実施についてアドバイザーが必要とき、無料でアドバイザーを派遣します。  
 内容・回数  
 ・耐震診断の必要性のアドバイザー原則1回派遣  
 ・耐震改修工事が必要ときの工事方法・資金計画のアドバイザー原則5回派遣

### 区長提出議案

▼平成23年度千代田区一般会計補正予算第1号  
 ※「東日本大震災」による被災者支援などを行うためのものです。

▼千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

改修等を行うとき、その費用の一部を助成します。

■耐震診断助成 図表1のとおり  
 ■耐震改修等助成 図表2のとおり

※分譲マンションの場合は、管理組合の総会で、耐震診断や耐震改修工事の実施について議決し、予算措置をしていることが必要です。

### ■建築物の耐震診断助成

木造以外の事務所・店舗・住宅などの耐震診断を行うとき、その費用の一部を助成します。  
 対象 建築物の所有者等(ただし、事務所および店舗の場合は所有者が中小企業であること)  
 助成率・限度額  
 ・緊急輸送道路沿道建築物 要した費用の5分の4、限度額400万円  
 ・一般道路沿道建築物 要した費用の2分の1、限度額200万円

### ■木造住宅の耐震診断・耐震改修助成

高齢者等がお住まいの木造住宅の耐震診断や耐震改修を行うとき、その費用の一部を助成します。  
 対象 以下の世帯が居住する木造住宅  
 ・65歳以上の高齢者のみの世帯(ただし、75歳以上の高齢者のみの世帯を除き、所得制限があります。)

・重度心身障害者(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1・2級)、要介護3以上の方がいる世帯  
 耐震診断 助成率10分の10 限度額10万円  
 耐震改修 助成率10分の10 限度額100万円  
 ※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 建築指導課建築審査主査(構造担当)  
 ☎5211-4310

## 災害や防災情報をお届け 「安全・安心メール」に登録を

1面関連記事

詳しくは、防災課のホームページ <http://www.bousai.city.chiyoda.lg.jp/disaster> をご覧ください。  
 ■防災無線の情報も配信  
 安全・安心メールでは防災無線でお伝えした情報も配信します。ぜひ、ご利用ください。  
 問合せ 防災課  
 ☎5211-4187

### 【配信例】

- 防災情報
- 大雨洪水警報
- 災害に関する情報(地震・気象など)
- 大規模事故・大規模火災情報
- 防犯情報
- 空き巣・強盗などの事件情報
- 事件情報
- 不審者の情報

## 5月11日(水)~20日(金) 春の千代田区交通安全運動

やさしさが走るこの街この道路

### ▲自転車安全利用五則

- 正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行(右側通行は禁止)
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
    - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - ・夜間はライトを点灯
    - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用

### ■運動の重点

- 1 自転車の安全利用の推進  
(特に、自転車安全利用五則「右図表」の周知徹底)  
 問合せ 道路公園課事業調整主査 ☎5211-4239  
 麴町警察署 ☎3234-0110
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
 丸の内警察署 ☎3213-0110  
 神田警察署 ☎3295-0110
- 3 飲酒運転の根絶  
 万世橋警察署 ☎3257-0110
- 4 二輪車の交通事故防止

### 広告

## 最新の医療知識を学んでみませんか?

第1回東京医療懇話会講演会

演題1 : 狭心症心筋梗塞の最新の診断治療 (講師 三井記念病院 循環器内科部長 原 和弘先生)

演題2 : G2010 what's New? ~あなたにもできる!人命救助~ (講師 日本 ACLS 協会理事 田中 行夫先生)

日時 : 2011/4/23 (土) 14:00~16:00  
 場所 : 三井記念病院 外来棟 7F  
 参加資格 : どなたでもご参加いただけます(無料です)  
 事前登録 : 参加希望の方は事前登録をお願いいたします。  
 メールか電話にてお申し込みください。  
 メールの場合は必ず、お名前、ご住所、連絡先をご明記ください  
 メールアドレス y-suwa@mitsuishosp.or.jp  
 TEL 03-3862-9240  
 (三井記念病院 管理二課内 東京医療懇話会事務局 担当 諏訪)  
 問合せ先 : 今回の講演会に関する問合せも上記連絡先にて受け付けております

主催: 東京医療懇話会

### 広告

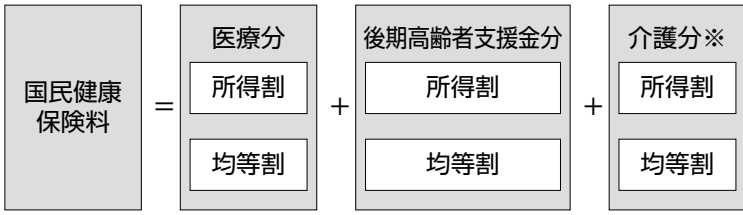
## 四谷どうぶつ病院

☎03(5363)5593 <http://www.yotsuya-pet.com>

午前9:30~12:30 午後16:00~19:30  
 (日曜・祝日の午後、水曜休診)  
 診察動物: 犬、猫、フェレット、ハムスター、モルモット、うさぎ、亀、小鳥、その他小動物  
 ※ペットホテル、トリミング要予約

新宿区荒木町18-7 外苑東通り沿い 四谷三丁目交差点を早稲田方向へ500m  
 ・都営新宿線 曙橋駅A4出口 徒歩2分

国民健康保険料の構成について

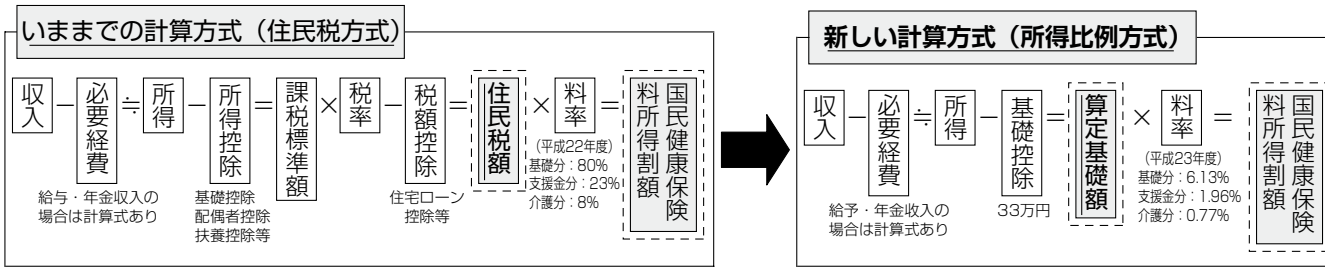


※「介護分」は40歳から64歳の方が対象となります。

▼図表1 平成23年度の国民健康保険料

	医療分	後期高齢者支援金分	計	介護分
所得割 (算定基礎額の)	6.13%	1.96%	8.09%	0.77%
均等割 (一人当たりの年額)	31,200円	8,700円	39,900円	13,200円
賦課限度額 (一世帯当たり年額)	51万円	14万円	65万円	12万円

▼図表2 (国民健康保険料所得割の計算方式)



平成23年度国民健康保険料 計算方式と料率などを変更

国民健康保険料の計算方式が変更されました。国民健康保険料の計算は、所得に応じた「所得割」と加入者全員が等しく負担する「均等割」で計算されます。

この内、所得割の計算方式が「住民税方式」から「所得比例方式」に変わりました。図表2「所得割の料率と均等割額は、医療分と後期高齢者支援金分を合算して算出されます。40歳から65歳未満の方はさらに介護分

が合算されます。平成23年度の国民健康保険料は図表1のとおりです。

■所得比例方式の計算方式に変更する理由  
所得に応じて幅広い世帯が負担する方式で、相互扶助の理念にながらう。

・所得に対して計算する方法であるため税制改正の影響を受けにくい。

・全国の98%の市町村が採用している。

・国は、平成25年度からこの方式で一本化する予定である。

■保険料の激変緩和  
計算方式の変更に伴い、急に保険料が増加する階層が生じるため経過措置として、3段階の区分で減額措置を平成23、24年度の2年間行います。詳しくは、図表3をご覧ください。

■保険料の軽減措置  
前年の所得の合計(国保加入者全員と世帯主の合計)が一定基準以下の場合、保険料の均等割額を7割、5割、2割減額し

ます。

■今年度の保険料は6月にお知らせします

国民健康保険料は、6月に1年間の保険料額をお知らせします。1年間の保険料は6月から翌年3月までの10期(回)に分けての納付となります。年金引落しの方は4月からあります。問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4202

ゴールデンウィーク中の区施設の開館一覧 および 節電対応等に伴う変更点

施設名	4月		5月								
	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
区役所 (総合窓口課を除く)・消費生活センター・出張所											☎3264-2111 (代表)
区役所2階 総合窓口課											窓口開庁時間は8時30分~17時 ☎5211-4197
区民(会)館・集会室										※1	麴町区民館は休館日 4.5月の夜間利用は中止、問合せは各出張所へ
ちよだプラットフォームスクウェア・会議室											☎5259-8400
男女共同参画センター(MIW)											開館時間は9時~17時(4/30、5/7は電話相談のみ実施) ☎5211-8845
千代田万世会館											☎5295-2831
九段生涯学習館											夜間利用中止 ☎3234-2841
スポーツセンター											4月中は夜間利用中止・スポーツ施設のみ5月から夜間利用実施 ☎3256-8444
外濠公園総合グラウンド											夜間開放中止 ☎3341-1731
内幸町ホール											☎3500-5578
アーツ千代田3331											☎6803-2441
富士見みらい館											夜間利用中止 ☎3263-1180
富士見わんぱくひろば(富士見みらい館内)							※2				※2 5月5日は9時~17時 ☎3263-1185
昌平童夢館											夜間利用中止(プール開放中止) ☎3251-5641
昌平まちかど図書館											開館時間は9時~17時 ☎3251-5641
神田さくら館											夜間利用中止(プール開放中止) ☎3256-6061
神田まちかど図書館											開館時間:9時~17時 ☎3256-6061
麴町小学校(コミュニティスクール)											夜間利用中止(プール開放中止) ☎3263-3831(麴町出張所)
ちよだパークサイドプラザ											夜間利用中止(プール開放中止) ☎3864-8931
いずみこどもプラザ(ちよだパークサイドプラザ内)							※2				※2 5月5日は9時~17時 ☎3865-1461
西神田児童センター・児童館							※2				※2 5月5日は9時~17時 問合せは各児童館へ
児童・家庭支援センター(神田さくら館内)											☎5298-2424
地域福祉タクシー「風ぐるま(乗合)」											☎5211-4209(平日)、☎3222-9977(土日祝)
障害者福祉センター えみふる											☎3291-0600
ジョブ・サポート・プラザちよだ											☎3263-1841
高齢者センター											☎3265-3981
いきいきプラザ一番町											開館時間は9時~18時(プール開放中止) ☎3265-6311
岩本町ほほえみプラザ											開館時間は9時~18時 ☎5825-3407
高齢者あんしんセンター麴町											☎3265-6141
高齢者あんしんセンター神田											☎5297-2255
千代田保健所											☎5211-8161
休日応急診療所(千代田保健所内)											☎5211-8161(平日)、☎5211-8202(休日)
リサイクルセンター鎌倉橋											開館時間は10時~16時30分 ☎3253-1970
千代田清掃事務所・飯田橋車庫											☎3251-0566
千代田図書館											開館時間は10時~17時 ☎5211-4289
四番町図書館											開館時間は9時~17時 ☎3239-6357
四番町歴史民俗資料館											☎3238-1139

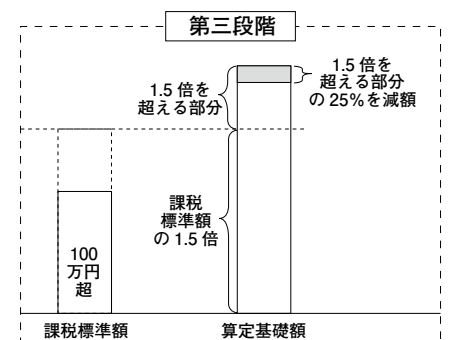
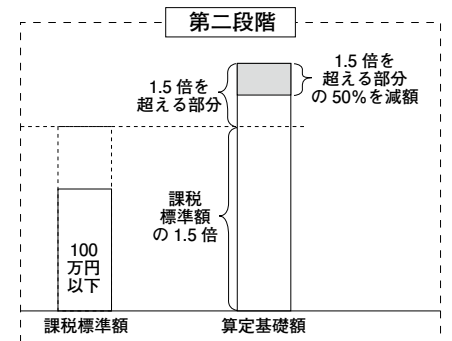
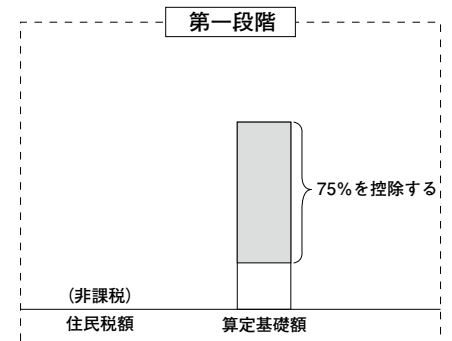
休館日 = ■■■■

※一覧および節電対応等に伴う変更点は、4月5日時点での予定であり、状況によっては今後も変更になる可能性があります。ご利用の際は、事前に各施設へお問い合わせいただくか、ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

※今年のゴールデンウィークは、震災に伴う節電対応等の影響により、各施設とも開館時間や取扱業務等に大幅な変更がでております。ご利用の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

▼図表3 国民健康保険料の激変緩和制度

	第一段階	第二段階	第三段階
対象	住民税が非課税で、算定基礎額が1円以上の方	住民税が課税で、課税標準額が100万円以下で、算定基礎額が課税標準額の1.5倍を超える方	(住民税の)課税標準額が100万円を超え、算定基礎額が課税標準額の1.5倍を超える方
減額の内容	算定基礎額から75%を減額	算定基礎額から課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額	算定基礎額から課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額



## 高齢者大学 年間受講生を募集

高齢者大学は年間5つのテーマで15回の講演会を行います。また、社会見学、セミナーなど1年間を通して学ぶプログラムです。

**対象** 60歳以上の区内在住者  
**コース** Aコース(5～7月)＝午前10時30分～正午／Bコース(同)＝午後1時30分～3時  
 ※ただし、Aコースも10月以降は午後になります。

**定員** 各70名(抽選)  
**受講料** 500円(年間)  
**申込み** 4月22日(金)(説明会終了後)～25日(月)までに抽選結果連絡用のハガキ(白紙)を持って、直接高齢者センター窓口(神田神保町2-20

☎3265-3981/午前9時～午後5時)へ。  
 ※高齢者センターの利用には、登録が必要になります。

**■説明会**  
 4月22日(金)午後1時30分から高齢者センターで、年間の予定や申込み方法などの説明会を行います。ぜひご参加ください。



## 高齢者センター 講習会

### 「センターの屋上菜園で、実践！夏野菜作り講習会」

**とき** 4月27日、5月2日・18日、6月1日・15日、7月6日・20日、8月3日のいずれも水曜(5/2は月曜・全8回)午前11時～午後0時30分  
**会場** 高齢者センター  
**対象** 60歳以上の区内在住者15名(抽選)  
**内容** 都会で野菜を効率よく栽培する方法などの座学・実践



▲高齢者センターの屋上

**参加費** 500円  
**講師** NPO法人 大江戸野菜研究会  
**申込み** 4月25日(月)までに、電話または直接高齢者センター窓口(神田神保町2-20 ☎3265-3981/午前9時～午後5時)へ。  
 ※参加するには、高齢者センターの利用登録が必要です。

## シニアが語る 自分を活かしボランティアを始める方法

「ボランティア活動で人に喜ばれるのが生きがい」と語り、保育園などで子どもたちに人気の、元貿易会社経営・大村嘉吉さん(75歳)が、ボランティア活動を始めたきっかけや魅力、人気の秘訣(ひけつ)をお話しします。

また、いま大村さんが一番力を注いでいる、都心に一番近い棚田「鴨川大山千枚田」(千葉県鴨川市)

## はあとサロン

高齢者が気軽に立ち寄れる交流スペースです。

**対象** 60歳以上の区内在住者(申込順)  
**申込み** 前日までに、各サロンへ直接申し込むか電話またはファクシミリ(8面参照)で社会福祉協議会(☎5282-3711 ㊟5282-3718)へ。

とき	内容	会場および集合場所	定員・参加費
5月12日(木) 午後2時～	リボンレイ	ジロールはあとサロン(神田佐久間町3-16-6)	6名 150円
5月27日(金) 午前11時～	ボディケア	一番町はあとサロン(一番町12)	8名 無料
5月28日(土) 午後2時～	寄席落語会	かんだ連雀はあとサロン(神田淡路町2-8-1)	30名 無料
5月30日(月) 午後1時30分～	日本舞踊の会	三崎町ふれあいサロン(三崎町3-1-17)	10名 無料

※各サロンは週2日～5日開室。このほかにもいろいろなプログラムを用意しています。

## シルバートレーニングスタジオ

高齢介護課介護予防係 ☎5211-4222  
 ※区内在住で65歳以上の方、当日直接会場へ。

会場	毎週	とき
かんだ連雀(神田淡路町2-8-1)	月	5/9・16・23・30 午前10時～正午
富士見区民館(富士見1-6-7)	月	5/9・16・23・30 午後2時～4時
麴町区民館(麴町2-8)	火	5/10・17・24・31 午前10時～正午
いきいきプラザ一番町(一番町12)	火	5/10・17・24・31 午後1時30分～3時30分
岩本町ほほえみプラザ(岩本町2-15-3)	水	5/11・18・25 午前10時～正午
高齢者センター(神田神保町2-20)	水	5/11・18・25 午後1時30分～3時30分
神田児童館(外神田3-4-7昌平童夢館5階)	木	5/12・19・26 午前10時～正午
神田公園区民館(神田司町2-2)	木	5/12・19・26 午後1時30分～3時30分
富士見あんず館(富士見1-11-8)	第1・3金	5/6・20 午前10時～正午
ちよだパークサイドプラザ(神田和泉町1)	第1・3金	5/6・20 午後1時30分～3時30分

での環境保全活動の話もあります。

**とき** 6月4日(土)午前10時30分～正午

**会場** 社会福祉協議会ボランティアサロン(西神田1-3-4西神田庁舎3階)

**定員** 30名(申込順)

**講師** 大村嘉吉さん、浅田大輔さん(NPO法人大山千枚田保存会事務局長)

**申込み** 6月3日(金)までに電話・ファクシミリまたはEメール(8面参照)でちよだボランティアセンター(☎5282-3716 ㊟5282-3718 ㊟volunteer@chiyoda-cosw.or.jp)へ。

## ご協力ください 「生活機能の確認」アンケート

区は、65歳以上で介護認定を受けていない方に、生活機能の低下を判定するための「生活機能の確認」を、区民健診とあわせて実施しています。介護予防の取組みを早めを開始してもらうために、対象の方へ「生活機能の確認」アンケートをお送りしますので、ご協力をお願いします。

**対象** 65歳以上で10月～3月生まれの方  
**回答受付** 5月末までに返信してください。

**問合せ** 高齢介護課介護予防係 ☎5211-4222



▲被災地への物資積み込み(区役所旧庁舎)

## 介護者教室 歩行を助ける道具を選ぶには

杖(つえ)や歩行器を使いたい方、どんな視点で選んだらいいのかについて学んでみませんか。福祉用具を扱う事業所の方のお話がある予定です。関心のある方は気軽にご参加ください。

**とき** 4月28日(木)午後2時～3時15分

**会場** いきいきプラザ一番町2階多目的室(一番町12)

**申込み** 前日までに電話またはファクシミリで高齢者あんしんセンター麴町(☎3265-6141 ㊟3265-6138)へ。

## 4月からの障害厚生年金 「配偶者の加給加算額」が改善

これまで、障害厚生年金の受給権が発生した後に婚姻した配偶者については、加給年金額に加算をされませんでした。今年4月から障害年金加算改善法が施行され、次の通り改善が行われました。

- 注意点** 加入加算額は、次に該当する期間は支給停止になります。
- ①障害厚生年金の障害等級が3級以下に該当している期間
  - ②加算対象配偶者が自身の障害年

- 金を受給している期間
- ③加算対象配偶者の厚生年金(共済組合)の加入期間が20年以上あり、その加算対象配偶者が老齢厚生年金(退職共済年金)を受給している期間
- ④加算対象配偶者の年収が850万円以上ある期間

**問合せ** 千代田年金事務所 ☎3265-4381

平成23年3月まで	障害厚生年金の受給権が発生した時点で、受給権者によって生計が維持されている65歳未満の配偶者がいる場合は、年金額に「加給加算額」が加算されますが、受給権が発生した後に婚姻しても「加給年金額」が加算されませんでした。
平成23年4月以降	障害年金加算改善法が施行され、受給権が発生した後に婚姻した、受給権者によって生計が維持されている65歳未満の配偶者についても、法律の施行時から加算の対象となります(ただし、適用を受けるためには、届出が必要です)。

## 保健ガイド(予約制)

実施場所・問合せ 千代田保健所(九段北1-2-14) ☎5211-8161 ㊟5211-8192

事業名・対象など	とき
一般精神デイケア 区内在住で心の病気のある方	5/13(金)・20(金)・27(金) 午前9時30分～午後2時30分
機能訓練 要介護認定を受けていない20歳以上の区内在住で身体の機能維持・回復を必要としている方	5/11(水)・18(水)・25(水) 午前9時30分～11時 午後1時30分～3時 ※25日(水)は午前のみ
難病リハビリ教室(相談・指導)	5/25(水)午後1時30分～3時
在宅療養者訪問指導(保健師・理学療法士)	随時実施

# のびのび子育て



▲卓球クラブ (西神田児童センター)

## 麴町保育園

### 「マザーズドリーム」

保育園体験を行います。給食の試食もあります。5月24日(水)10時～11時45分、区内在住の妊婦5名(申込順)、電話で麴町保育園(三番町7 ☎3261-7960)へ。

### 完璧な親なんていない ノーバディーズ・パーフェクト

子育ての悩みや困ったことなど「私」にあった対処法を見つけませんか。子

育て中の保護者の支えになる講座として、多くの方の参加があります。

6月15日～7月20日の毎週水曜(全6回)10時～12時、一番町児童館(一番町10)、区内在住の3か月～2歳未満の子どもがいる保護者16名(申込順〈初めて参加する方優先〉・全回参加できる方)、講師=古賀美由紀さん(臨床心理士)、参加費=300円(お茶代)、4月21日(木)9時から電話で児童・家庭支援センター ☎5298-2424)へ。  
※託児サービス(要予約)あり。

## 千代田区少年・少女相撲大会

### わんぱく相撲千代田場所(都大会予選)

学年別・男女別の個人相撲大会です。5月22日(日)9時～17時、スポーツセンター(内神田2-1-8)、区内在住・在学の小学生、5月13日(金)までに各区立小学校へ。

千代田区相撲連盟・荒木 ☎080-1084-0012

## ジュニア育成地域推進事業 少年・少女空手道教室

5月28日～6月25日の毎週土曜(全5回)10時～11時30分、スポーツセンター柔道場、区内在住・在学の小・中学生40名、5月21日(出)(必着)までに往復ハガキ(8面参照)に性別・学校名・学年・「ジュニア育成空手道教室」を記入し千代田区空手道連盟(〒101

## 平成23年度 春期ポリオ予防接種

平成22年1月1日～12月31日生まれのお子さんへ接種記録票を4月中旬に郵送しました。生後90か月までの方で2回接種していない場合や転入等で千代田区の接種記録票をお持ちでない場合は、お問い合わせください。なお、接種費用は無料です

とき・会場・対象 下図表のとおり  
※駿河台日本大学病院、東京通信病院、三井記念病院の予防接種は、直接電話予約をする必要があります(保健所で接種の場合は不要)。

問合せ 健康推進課保健予防係 ☎5211-8172

会場	とき	対象
東京通信病院(予約制、9時～17時) ☎5214-7381	5月9日(月)・16日(月)	(1回目) 平成22年7月1日～12月31日までの出生児 (2回目) 平成22年1月1日～6月30日までの出生児
駿河台日大病院(予約制、9時～16時) ☎3293-1938(注)	5月10日(火)・17日(火)・24日(火)	
三井記念病院(予約制、12時～16時) ☎0120-863-212(注)	5月12日(木)	
千代田保健所	5月11日(水)・17日(火)・31日(火)	

受付は、いずれも13時30分～14時30分です。

※予防接種記録票と母子手帳をお持ちください。

(注) 駿河台日大病院は5月24日(火)まで、三井記念病院は4月25日(月)～5月12日(木)までの期間限定回線です。

## 健康ちえっく(予約制) 実施場所・問合せ 千代田保健所(九段北1-2-14) ☎5211-8161 ㊚5211-8192

事業名・対象など	とき
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時受付9時～17時
歯科保健相談(歯科健診) 区内在住の乳幼児・学童・妊産婦の方 ※歯科健診やむし歯予防のためのフッ化物塗布など	5/14(土)・18(水)9時～11時 5/12(木)・25(水)13時～16時
アレルギー相談 0歳～15歳のアレルギー相談	5/10(火)14時30分～15時
もぐもぐ教室 区内在住の6か月児と保護者 ・食べ方の発達や離乳食に関する講習会、予約不要(対象者には通知します)	5/17(火)13時30分～15時
食べ方相談室 区内在住の乳幼児の保護者 ・食事に時間がかかる、丸飲みする、好き嫌いが多く、口に入れて飲み込まないなど、子どもの食べ方に関する相談	5/17(火)15時30分～16時30分
ピーパー教室 区内在住の11か月～1歳6か月児とその保護者(対象者には生後11か月に通知します) ・離乳完了期のお口の機能に合わせた食べ方やむし歯予防のポイント、離乳の完了と間食のとり方について	5/23(月)13時30分～15時

## 児童館・児童センター こどもの日イベント

### ■四番町児童館「おたのしみドラドラー」

どらやきを作ってみみんなで食べよう。ミニシアターもあるよ。

5月5日(祝)10時～ミニシアター/14時～16時=どらやき作り、四番町11 ☎3234-3084

### ■一番町児童館「げんきにあそぼうこどもの日」

5月5日(祝)10時～11時30分=ビデオ上映/13時30分～15時=べっこうあめ作り/14時～16時=トランプポリン、一番町10 ☎3230-0866

### ■西神田児童センター「みんなあつまれこどもの日」

ボールプールやたのしい工作、ミニシアターなどをやるよ。

0047 内神田2-1-8スポーツセンター内千代田区体育協会気付)へ。

千代田区空手道連盟・柴田 ☎3613-2338 (平日10時～11時30分)

## 児童扶養手当、特別児童扶養手当 支給額が変更になります

全国消費者物価指数の公表により、平成23年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の支給額は、4月分から次のとおりに変更となります。

5月5日(祝)10時～16時、西神田2-6-2 ☎5215-9062

### ■神田児童館「親子であそぼう こどもの日」

こいのぼり製作&部屋一杯プラレールで遊ぼう。

5月5日(祝)9時～16時、外神田3-4-7 ☎3253-6021



### 児童扶養手当(月額)

	平成22年度	平成23年度
全部支給	41,720円	41,550円
一部支給	9,850円～41,710円	9,810円～41,540円

### 特別児童扶養手当(月額)

	平成22年度	平成23年度
1級	50,750円	50,550円
2級	33,800円	33,670円

問合せ 子ども支援課手当・医療係 ☎5211-4230

## 「こどもの読書週間」記念イベント&展示

4月23日～5月12日の「こどもの読書週間」に合わせて、千代田区読書振興センターでは記念イベントと展示を行います。

### ■第3回ことばと音のフェスティバル～ちよだ音楽おはなし隊～

昔話の語りに合わせて、九段小学校の「九段囃子の会」=写真=がお囃子の演奏を行います。古くから伝わる日本の昔話と、山王祭やみたま祭り等でも活躍している児童が奏でる笛や小鼓・太鼓との掛け合いをお楽しみください。当日直接会場へ。

5月7日(出)11時～12時30分(開場10時30分)、区民ホール(区役所1階)、演奏=九段小学校「九段囃子の会」、語り=宮崎亜古(千代田図書館司書)

### ■本の展示「おはなしに出会えるパン屋さん」

おいしい「パン」と一緒に、おはなしの世界を味わってみませんか。区役所1階のさくらベーカーリーとの連

携で、ベーカーリーでは物語や絵本に発想を得て創作されたパンが販売されます。千代田図書館は、創作パンに合わせて、その発想元になった物語やパンが登場する絵本など、本の世界がもっと身近になるような本を紹介します。

4月25日(月)～5月13日(金)(4月29日(祝)～5月1日(日)・8日(日)は休館)、千代田図書館第2展示ウォール(区役所9階)

### —いづれも—

千代田区読書振興センター(千代田図書館内) ☎5211-4289



## 5月の休日応急診療

千代田保健所 ☎5211-8161 ㊚5211-8192  
※千代田保健所は昨年9月21日に移転しました。

開設日	診療科目	診療時間	電話番号(開設日のみ)	実施場所
1日・3日 4日・5日	内科・小児科	9時～22時	☎5211-8202	千代田保健所 (九段北1-2-14) 最寄り駅=九段下駅 5番出口
8日・15日	歯科	9時～17時	☎5211-8203	
22日・29日	調剤薬局	9時～22時	☎5211-8197	

※受診するときは、事前に電話でお問い合わせください。※健康保険証が必要です。※受付は診療時間終了の30分前までです。

### 休日診療案内等

- 消防署病院案内(24時間)  
丸の内 ☎3215-0119 麴町 ☎3264-0119 神田 ☎3257-0119
- 消防庁救急・相談センター(24時間) ☎#7119(ダイヤル回線からは☎3212-2323)
- 医療機関案内サービス「ひまわり」(24時間) ☎5272-0303  
(URL) <http://www.himawari.metro.tokyo.jp>

■平日準夜間の小児科診療(月～金曜19時～22時、中学生以下)  
ちよだこども救急室・駿河台日本大学病院(☎3293-1711神田駿河台1-8-13)

# 7月24日テレビのアナログ放送終了

# 地デジへ早期に対応を



テレビの放送方式がアナログ放送から地上デジタル放送（地デジ）に移行しており、7月24日に完全移行されます。区は、高齢者や障害のある方が円滑に地上デジタル放送に移行できるように、アンテナ設置等の費用の一部を助成しています。また、国（総務省）も、地上デジタル放送への移行を支援しています。

完全移行まで100日を切りましたので、早めの準備をお願いします。

## アナログ放送終了まであと100日を切りました

### ■地上デジタル放送とは

地上デジタル放送は、従来のアナログ方式よりも、高品質な（ゴーストや雑音のない）映像や音声を受信できます。また、双方向サービスなどの多様なサービスが受けられます。

### ■地デジへ早期に対応を

アナログ放送は、7月24日正午から、ブルーバックの「お知らせ画面」に移行し、24時までにはすべての放送が終了（完全停波）します＝図表1。それまでに、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないと、テレビを見ることができなくなります。

図表1 アナログテレビ放送終了までの画像イメージ

7月24日正午～  
ブルーバックの「お知らせ画面」



7月25日～



地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です＝図表2。受信機は、新たにデジタルチューナー内蔵テレビを購入するほか、アナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナー等を取り付ける方法もあります。UHFアンテナは、地域によって新たに設置・調整等が必要な場合もあります。その他、ケーブルテレビに加入し、視聴する方法もあります。

図表2 地上デジタル放送を視聴するには

### ①デジタル受信機器を用意しましょう



デジタルチューナー内蔵テレビ  
(液晶テレビ・プラズマテレビ など)

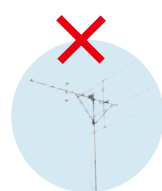


デジタルチューナー または デジタルチューナー内蔵録画機  
※チューナーによって機能が異なります。

### ②アンテナを確認しましょう

地上デジタル放送 を見るには、  
**UHFアンテナ** が必要です。

BSデジタル放送  
110度CSデジタル放送 を見るには、  
**パラボラアンテナ** が必要です。



VHFアンテナ  
従来のテレビ放送(アナログ)用



共同アンテナ施設でテレビをご覧の方は、デジタル化のための施設改修が必要です。ただし、ビル陰等を原因とする受信障害対策共聴施設で、受信障害が解消される場合は、自宅にUHFアンテナを設置することも可能です。

7月24日のアナログ放送終了時期が近づくと、アンテナの設置・調整等の工事が集中しますので、早めの対応をお願いします。

地デジの準備にあたり、不明な点がある方は、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）にお問い合わせください。

問合せ デジサポ東京中央 ☎ 6743 - 0500

受付時間＝平日9時～21時、土・日・祝日9時～18時

デジサポ（総務省 テレビ受信者支援センター）[URL http://digisuppo.jp](http://digisuppo.jp)

## 区による地デジ移行支援

区は、高齢者世帯や障害をお持ちの方がいる世帯が地デジ移行に円滑に対応できるように、デジタル改修工事等にかかった費用の一部を助成しています。

対象・助成対象の工事内容 下図表のとおり

対象	助成対象の工事内容
次のいずれかに当てはまる世帯 ①高齢者（65歳以上）のみの世帯 ②要介護3以上の高齢者（65歳以上）がいる世帯 ③身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（1・2級、1・2度）をお持ちの方がいる世帯	・既存のVHFアンテナをUHFアンテナに変更した場合 ・新たにUHFアンテナを設置した場合 ・加入済みのケーブルテレビのアナログ放送をデジタル放送に変更した場合* ・新たにケーブルテレビに加入した場合* ・光通事業者の回線を使用し、デジタル放送（アナログ放送の1～12チャンネルに対応）の視聴を可能にした場合* ・簡易UHFアンテナを購入した場合

\*ケーブルテレビの視聴料や光通信の使用料は自己負担になります。

助成額の上限 10,500円（助成は1世帯1回限り）

問合せ 建築指導課建築事務室 ☎ 5211 - 4309

## 総務省による地デジ移行支援

### ①総務省地デジチューナー支援実施センターによる支援

#### ■簡易チューナーの無償支援等

	低所得者世帯への支援	生活保護世帯・障害者世帯への支援
対象	次の3点のすべてに当てはまる世帯 ・世帯全員が特別区民税・都民税非課税の世帯 ・まだデジタル放送が視聴できない世帯 ・NHKと放送受信契約を結んでいる世帯（まだ契約していない世帯は、支援の申込み後に、速やかに契約を結んでください）	次のいずれかに当てはまる世帯でNHK放送受信料が全額免除の世帯 ・生活保護世帯 ・障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が特別区民税・都民税が非課税の世帯
支援内容	・簡易なチューナー（1台）の無償給付（現物を住民票の住所に配送） ・チューナーの設置方法と操作方法を電話でサポート	・簡易なチューナー（1台）の無償給付（設置を含む） ・アンテナ、ケーブルテレビ、共同施設の改修支援（必要な場合）*
申込期限	7月24日(日)	7月24日(日)
問合せ	総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570 - 023724 (PHS・IP電話からは ☎043 - 332 - 2525へ) (区)福祉総務課 ☎5211 - 4210	総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570 - 033840 (PHS・IP電話からは ☎044 - 969 - 5425へ) FAX 044 - 966 - 8719 (区)生活福祉課 ・生活保護世帯 ☎5211 - 4216 ・障害者世帯 ☎5211 - 4214

\*申込み方法等は制度によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。  
\*申込みに必要な住民票・外国人登録原票記載事項証明書・非課税証明書を、千代田区で、申込期限までに発行した場合の発行手数料は無料です。

\*支援の申込書で「訪問を希望しない」としてチェック欄に記入した場合は、アンテナ改修工事などのための訪問が行えません。

### ②デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）による支援

#### ■助成金・法律家相談

受信障害対策や、共同住宅の共同受信施設のデジタル化に関する助成制度の相談や、ビル陰などの受信障害対策共聴施設のデジタル化に関するトラブルの相談を受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 3407 - 5360（受付時間＝平日9時～18時）

#### ■戸別訪問

地デジ未対応の高齢者世帯に、戸別訪問による説明、アドバイスを行っています。ご希望の方は、お気軽にお電話ください。

☎ 3407 - 4340（受付時間＝平日9時30分～17時30分）

#### ■アンテナキット貸出

地デジの受信可否を判断する「地デジ専用アンテナキット」の無償貸出しを行っています。ご希望の方は、お気軽にお電話ください。

☎ 5772 - 6125（受付時間＝平日9時～18時）

# 生活ほっとライン

## お知らせ

**5月5日こどもの日**  
**しょうぶ湯で すこやかに**

区内にある次の公衆浴場で、5月5日のこどもの日に「しょうぶ湯」を行います。小学生以下は無料です。友

達を誘ってお風呂屋さんへ行きましょう。

また、毎月26日は「風呂の日」として小学生以下は無料で入浴できます(神田アクアハウス江戸遊を除く)。

**区内の公衆浴場** バン・ドゥーシュ(麴町1-5-4 ☎3263-4944) / 梅の湯(神田神保町2-8-2 ☎3261-5897) / 稲荷湯(内神田1-7-3 ☎3294-0670) / お玉湯(岩本町2-2-14 ☎3866-2306) / 神田アクアハウス江戸遊(神田淡路町2-9-9 ☎3258-2611)

※営業時間は、それぞれ異なりますので、各公衆浴場にお問い合わせください。  
 生活衛生課生活衛生係 ☎5211-8164

### 8月の保養施設の利用申込み 区民生活課管理係 ☎5211-4181

予約申込み	8月11日～19日泊(お盆期間中)	区内在住・在勤・在学の方は抽選(6月実施)の申込みができます。詳しくは、広報千代田5月20日号をご覧ください。抽選後の7月1日(金)から電話での申込みを受け付けます。
	区内在住者	3か月前の同日(休館の場合は前日)の10時30分から受付(例=8/5泊の場合は5/5)
利用できない日	その他の方	2か月前の同日(休館の場合は前日)の10時30分から受付(例=8/5泊の場合は6/5)
	箱根	なし
	湯河原	8/23(火)～25(木)
	嬬恋	8/27(土)
	軽井沢	なし

東日本大震災の被災者の受入れや計画停電等の影響により、嬬恋自然休養村およびメレーズ軽井沢は6月末まで休館します。また、7月1日以降も状況により利用できない場合があります。

- 保養施設の予約は現地のみで受け付けます。インターネットで空室状況の確認や予約をする場合は[千代田区のホームページ→施設案内→家族やグループ旅行に→各施設のホームページ]をご覧ください。
  - 箱根千代田荘・湯河原千代田荘・嬬恋自然休養村は、どなたでも利用できます。
  - 受付開始日が休館にあたる場合は、休館日の前日から受け付けます。また、2泊以上を希望する場合は、宿泊の初日が受付の基準日です。
  - メレーズ軽井沢の土曜・休前日利用の当初申込み数を繁忙期(年末年始など)と同様にグループあたり計2室(棟)までに制限します。
  - 箱根千代田荘・湯河原千代田荘を利用する区内在住者で、行き帰りに小田急線に乗り乗る場合は、区役所・出張所で運賃が割引になる割引証を発行します。
  - 電話での申込みは10時30分～18時。フリーダイヤルは区内の固定電話からのみ通話可能です。
- 箱根千代田荘 ☎0460-86-1150 ☎0120-05-4150 FAX0460-86-1151  
 湯河原千代田荘 ☎0465-63-1153 ☎0120-008-267 FAX0465-63-3014  
 嬬恋自然休養村 ☎0279-96-1280 ☎0120-26-1280 FAX0279-96-1282  
 メレーズ軽井沢 ☎0267-45-2676 ☎0120-45-2676 FAX0267-45-0920

### 健康チェック(予約制) 実施場所・問合せ 千代田保健所(九段北1-2-14) ☎5211-8161 FAX5211-8192

事業名・対象など	とき
エイズ・感染症(梅毒・クラミジア・淋菌)相談・検査	5/6(金)9時～9時30分
ふん便のノロウイルス検査 区内在住・在勤・在学者(有料) ・RT-PCR法 6,000円 ・リアルタイムPCR法 9,100円 事前に採便管を取りに来てください。	5/6(金)・10(火)・13(金)・17(火)・20(金)・24(火)・27(金)・31(火)13時～15時
細菌検査(赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ・O157の健康管理検便) 区内在住・在勤・在学者(有料) ・予約不要(事前に採便管を取りに来てください) ・腸管出血性大腸菌O26およびO111の検便も行います(料金別途)。	5/6(金)・10(火)・13(金)・17(火)・20(金)・24(火)・27(金)・31(火)13時～16時
心の相談 心の問題で悩んでいる方	5/12(木)・20(金)13時30分～15時30分
健康相談 区内在住で16歳以上の方 ・血液・骨密度等の健診を有料で行います。なお、身体計測は無料。診断書は発行しません。 ・3日前までに申し込んでください。 ・結果は原則郵送します。医師の結果説明を希望する場合は、翌月の指定日になります(骨密度のみ当日の結果説明可)。	5/12(木)9時～10時
肝炎ウイルス検査 区内在住の16歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方 ・3日前までに申し込んでください。 ・結果は原則郵送します。医師の結果説明を希望する場合は、翌月の指定日になります。	5/12(木)9時～10時
生活習慣病予防相談 区内在住で20歳以上の方 ・血管年齢を測定します(栄養・運動・その他)。	5/30(月)9時～16時

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

### 区紹介ビデオ 「ようこそ千代田区へ」を放映

■MXTV  
 MXテレビ(東京メトロポリタンテレビ、地デジ9チャンネル)で4月24日(日)12時15分から放送します。

■ケーブルテレビ  
 東京ケーブルネットワーク(TCN・地デジ11チャンネル/アナログ5チャンネル)で毎日6回(\*)15分間放映しています。過替わりでビデオ広報の最新作と過去に制作した作品をお送りしています。「ようこそ千代田区へ」は4月25日(月)～5月1日(日)に放映します。

\*6時、9時、12時30分、16時30分、18時、21時30分  
 ※開局地域で、ケーブルテレビに加え

入している方がご覧になれます。

※「ようこそ千代田区へ」は、今回の放送のほか、毎月5日の6時と16時30分にも放映しています。また区のホームページでもご覧いただけます。

問合せ 広報広聴課 ☎5211-4174  
 URL <http://www.city.chiyoda.lg.jp>



### 国民年金 退職による保険料の特例免除制度

会社を退職(失業)したことにより国民年金に加入した方で、保険料の納付が困難な場合は「保険料の特例免除制度」を利用できます。

**対象** 申請をする年度または前年度に退職(失業)した方

**所得制限** 本人の所得は審査の対象になりませんが、配偶者や世帯主に一定以上の所得がある場合、免除を受けられないこともあります。

**免除を受けた期間は** 免除を受けた期間は受給資格期間として算定され、老齢基礎年金の年金額には免除を受けた月の2分の1が反映されます(全額免除の場合)。ケガや病気で障害を負った場合や死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の保障がありますので、万一のときも安心です。

※すでに保険料が納付されている月

は、免除を受けられません。

**保険料の追納** 免除を受けた期間の保険料は、10年以内であれば古い順に後から納付(追納)ができます(承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

**手続き** 年金手帳・ハンコ・退職の事実が確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証など)をお持ちの上、住民票のある区市町村の国民年金担当窓口で申請してください。

※郵送での申請も可能です。申請書は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)からダウンロードできます。

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎5211-4202

### 国民年金 20代の方は若年者納付猶予制度のご利用を

20代の方で、国民年金保険料の納付が困難な場合、本人と配偶者の所得が一定基準以下であれば、申請によって保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」が利用できます。

**猶予の対象** 申請当時30歳未満の方(年度途中で30歳になる場合は、29歳11か月まで猶予を受けられます)

**手続き** 年金手帳・ハンコをお持ちの上、住民票のある区市町村の国民年金担当で申請を行ってください(課税証明書の添付が必要になる場合もあります)。

**所得制限** 本人と配偶者の所得が基準額(118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)以下の方

※平成23年6月までは平成21年分、平成23年7月から平成24年6月までは平成22年分の所得により審査を行います。

**猶予を受けた期間は** 猶予を受けた期間は受給資格期間として算定されますが、年金額への反映はありません。ケガや病気で障害を負った場合や死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の保障がありますので、万一の時も安心です。

**保険料の追納** 猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば古い順に後から納付(追納)ができます(承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

※郵送での申請も可能です。申請書は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)からダウンロードできます。

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎5211-4202

# 募集

## 男女共同参画共催事業を募集

女性と男性がともに責任を担いながら、お互いの個性や能力を発揮できる社会づくりを目指し、区と共催する事業を募集します。応募要領など詳しくは、お問い合わせください。

**対象** 平成23年8月～平成24年2月に男女共同参画をテーマにした事業を実施する区内在住・在勤・在学者を含む団体(選考)

**事業内容** 男女平等意識の普及啓発に関する講演会やシンポジウム等、だれでも参加できるもの

※政治・宗教活動、営利目的の事業は不可。

**支援内容** 講師謝礼等(上限10万円)、会場確保(区立施設を利用する場合)、ポスター作成等広報に関すること

**申込み** 5月20日(金)(必着)までに郵送・Eメール(記入例参照)または直接国際平和・男女平等人権課(〒102-8688 九段南1-2-1 区役所6階 ☎5211-4166 ✉kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp)へ。

## ミュー MIW ビデオサロン&カフェ



© 1990 Nouvelles Editions de Films/Ellepi Films

### 「五月のミル」

1968年フランス、ヴューザック家の当主夫人が亡くなり、親族一同で葬儀の準備をしている中、五月革命の影響で葬儀屋がストを決行した。葬式を1日延期し、親族一同はピクニックに

## 申込書の記入例

- ①催しなどの名称
- ②郵便番号・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話番号

※託児サービス(満1歳～小学校就学前が対象)を希望する方は記入⑥お子さんの氏名(ふりがな)⑦生年月日

※託児サービスは本文に表示がある場合

※往復ハガキの場合は返信側にも住所・氏名を忘れず。

※Eメールの場合は件名にも催しなどの名称を。

※在勤・在学の方は勤務先(学校名)、所在地、電話番号を追記

※費用の記載の無いものは原則無料

※記入の際、摩擦や熱で消えるインクのペンは使用不可。

— 個人情報について —

■ 区主催  
応募時の個人情報は厳重に管理し、その催し物のためだけに利用します。

■ 区以外  
応募時の個人情報はその催し物のためだけに利用しますが、詳しくは、主催者にお問い合わせください。

興じるが、その夜、革命によってブルジョワは殺されると知らされる。上流階級を皮肉った、コミカルで切ない家族の物語。監督＝ルイ・マル/1990年フランス・イタリア作品(107分)

5月20日(金)14時30分～(終了後ビデオサロン・カフェあり)、男女共同参画センターMIW(区役所10階)、定員25名(申込順)、電話またはファクシミリ(記入例参照)でMIW(☎5211-8845 FAX 5211-8846 ✉miw@city.chiyoda.tokyo.jp)へ。

※託児サービス(有料・2週間前までに要予約)あり。

## スポーツセンターのダンスレッスン

### はじめてのベリーダンス

6月17日～8月5日の毎週金曜(全8回)15時～16時、申込期限＝5月20日(金)(必着)

### たのしくフラダンス

6月19日～8月7日の毎週日曜(全8回)15時30分～16時30分、申込期限＝5月20日(金)(必着)

### — いずれも —

スポーツセンター、16歳以上の方30名(抽選)、指導＝清水美子さん(スタジオリストラクター)、参加費＝区内在住者3,500円/その他の方4,000円(すばすちよだの会員＝無料)、申込期限(必着)までに往復ハガキ(記入例参照・1人1枚)に性別を記入しスポーツセンター(〒101-0047 内神田2-1-8 ☎3256-8444)へ。

## 千代田図書館・企画展示

# 仕事に効く！ 同僚に差がつく！ 新ビジネスパーソンが読むべき本

この春からビジネスパーソンになった方のために、「日経ビジネスアソシエ」編集部の人選による「本の目利き」たちが選んだお薦めの本を紹介しします。

思考・発想、自己啓発、交渉・説得などがテーマの「ビジネススキル」をアップする本と、マーケティング、経済、金融、会計、法律などがテーマの「仕事の知識」を深める本の2

つのコーナーにわけて展示します。ビジネスの現場で活躍するプロが選んだ本で、同僚に差をつけてみませんか。

**とき** 4月25日(月)～6月25日(土)

**会場** 千代田図書館展示ウォール(区役所9階)

**問合せ** 千代田図書館

☎5211-4289

## 7月のスポーツ施設の利用申込み スポーツセンターのみ8月分

施設名	申込期間	抽選	空施設受付	利用できない日
外濠公園 野球 ☎3341-1731	往復ハガキで、5/10(火)～20(金)(消印有効) ※	5/25(水)九段生涯学習館 ※	6/20(月)8時30分～(申込順) ※2	7/3(日)・17(日) ※3
				— ※3
花小金井運動施設(野球)	往復ハガキで、5/1(日)～20(金)(必着) ※	6/1(水)九段生涯学習館 ※	6/2(木)10時～(申込順)九段生涯学習館	九段生涯学習館へお問い合わせください。
スポーツセンター ☎3256-8444	所定の用紙で、5/1(日)～20(金)(必着) ※4	6/1(水)スポーツセンター ※4	6/2(木)10時～(申込順)	休館日 8/15(月) ※5

- ※1 往復ハガキ(記入例参照)で九段生涯学習館(〒102-0074 九段南1-5-10 ☎3234-2841)へ。
- ※2 外濠公園の空き状況は外濠公園管理事務所(☎3341-1731)へお問い合わせください。
- ※3 外濠公園は、利用できる日でも時間帯によっては利用できない場合があります。詳しくは、外濠公園管理事務所へお問い合わせください。
- ※4 所定の用紙をスポーツセンター(〒101-0047 内神田2-1-8)へ。
- ※5 スポーツセンターは団体利用・個人利用の区別があります。詳しくは、お問い合わせください。

※外濠公園の利用申込みについて、ハガキに名前貸しなどの不正行為が多数出ています。実際に利用する方の名前でご責任を持って申し込んでください。

## 5月の各種相談(無料)

日程が変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。

名称	場所	対象	内容	とき	問合せ
区民相談	区民相談室(区役所2階)	区内在住・在勤者	法律相談(予約制)	6(金)・11(水)・13(金)・18(水)・20(金)・25(水)・27(金) 13時～15時15分	区民相談室 ☎5211-4176
			税務相談	12(木)・26(木)13時～15時	
			司法書士相談	12(木)13時～15時	
			人権の上相談・行政相談・社会保険労務相談	10(火)13時～15時	
			行政書士相談	17(火)13時～15時	
			不動産相談	12(木)・19(木)・26(木)13時～15時	
			土地家屋調査士相談	19(木)13時～15時	
			一般相談	毎日(土・日・祝日を除く)8時30分～17時	
消費生活相談	消費生活センター(区役所2階) 区民相談室(区役所2階)	区内在住・在勤・在学者	消費者相談に消費生活相談員が応じます。	毎日(土・日・祝日を除く)9時30分～16時	消費生活センター ☎5211-4314
			多重債務特別相談に弁護士が応じます(予約制)。	26(木)13時～15時15分	
ミュー MIW相談室(予約制)	男女共同参画センターMIW相談室(区役所10階)	区内在住・在勤・在学者	夫婦関係・子育て・セクシュアルハラスメント・ドメスティックバイオレンスなどの悩みで女性カウンセラーが応じます。*は英語での相談も受け付けます。託児サービス(有料・要予約)あり。	6(金)・7(土)・11(水)・12(木)・13(金)・14(土)・18(水)・19(木)・20(金)・21(土)・25(水)・26(木)・27(金)・28(土)・28(土) ※ 10時30分～15時30分	MIW相談室 ☎5211-4316 ※話し中の場合 ☎5211-8845
保健福祉オンブズパーソン相談(予約制)	区役所会議室	どなたでも	区や事業者が提供する保健福祉サービス全般への不満・苦情を受け付けます。郵送での相談も受け付けます。〒102-8688 九段南1-2-1 福祉総務課保健福祉オンブズパーソンへ。	11(水)池田恵利子委員(社会福祉士) 23(月)横堀昌子委員 14時～16時	福祉総務課 ☎5211-4210
福祉専門法律相談(予約制)	西神田庁舎3階(西神田1-3-4)	区内在住者とその家族、在勤・在学者	福祉や成年後見制度、消費者被害に関する悩みごとのほか、相続や遺言の相談に弁護士が応じます。	12(木)澄川洋子弁護士 26(木)石坂浩弁護士 14時～16時20分	社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター ☎5282-3100
成年後見制度相談			成年後見制度の利用相談のほか、後見活動の悩みや不安にお答えします。	毎日(土・日・祝日を除く)8時30分～17時	
介護者のためのカウンセリング(予約制)	男女共同参画センターMIW相談室(区役所10階)	高齢者を介護している区内在住者 区内在住の高齢者を介護している方	介護をすることから生じるストレスに関すること(介護ストレス・家族不仲・家族間暴力・高齢者虐待等)に専門カウンセラーが応じます。	17(火)10時～17時	高齢介護課在宅支援係 ☎5211-4220
ひとり親家庭の相談	生活福祉課生活支援係(区役所3階)	区内在住のひとり親家庭の方	就職やそのための資格取得、生活費などの困りごとへの相談に応じます。	毎日(土・日・祝日を除く)9時～17時	生活福祉課生活支援係 ☎5211-4215
障害者就労相談室(予約制)	障害者就労支援センター(生活福祉課<区役所3階>)	区内在住の障害のある方またはその家族(障害者手帳の有無は問いません)	障害のある方の就職活動や職業訓練のアドバイスを行います。また、在職中の方で職業上の悩みなどの相談も受け付けます。相談には専門のジョブコーチが応じます。	毎月第3水曜10時～16時	千代田区障害者就労支援センター ☎3264-2153 FAX 3264-0927

☆東日本大震災の影響により、電力が不足する恐れがありますので、節電にご協力をお願いします。☆



# 生活ほっとライン 募集

## 区民健康講座

### 睡眠時無呼吸症候群の予防と治療

睡眠時無呼吸症候群は、突然死することもある危険な病気です。よい睡眠をとり活力ある生活ができるよう、身近に起こりうるこの病気の予防法や治療法を学びましょう。

5月25日(水)18時～19時30分、千代田保健所3階多目的ホール(九段北1-2-14)、定員50名(申込順)、講師=村田朗さん(御茶ノ水呼吸ケアクリニック院長)、電話またはファクシミリ(8面参照)で神田医師会(☎3291-0450 FAX 3291-0580)へ。

### アンチ・メタボプログラム(Ⅱ期)

ゴムチューブを使い、お腹周りを引き締めるメタボ予防プログラムです。

6月18日～8月6日の毎週土曜(全8回)15時～16時、16歳以上の方15名(抽選)、指導=ハルススポーツピレック公認インストラクター、参加費=区民8,000円/その他の方10,000円、5月20日(金)(必着)までに往復ハガキ(8面参照)・

1人1枚)に性別を記入しスポーツセンター(〒101-0047内神田2-1-8 ☎3256-8444)へ。

※定員に満たない場合は、1回1,500円で参加可(5月25日(水)以降参加前日までに電話予約)

※講習会で使用するチューブは購入できます(4,935円・DVD付)。

### 40代・50代のためのミドルエイジ健康教室

「最近体力の衰えを感じる」「ちょっと太り気味」「からだのたるみが気になる」などからだの変化を感じている方に、正しい運動方法を身に付け、生活習慣を見直すための講座を行います。

5月24日(火)～11月8日(火)の毎週火曜(8/16(火)を除く全24回)10時～11時45分、富士見区民館和室(富士見1-6-7)、おおむね40歳～64歳で要介護(要支援)認定を受けていない区内在住者15名(申込順)、参加費=2,500円、内容=健康チェックの方法/正しい運動の方法/栄養/お口のセルフチェックとセルフケア/自己健康管理、5月20日(金)までに電話またはEメール(8面参照)健康推進課健康推進係(九段北1-2-14 ☎5211-8171 ✉kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp)へ。※医師に運動を制限されている方はご相談ください。

#### 前回の参加者より

「体調が良くなった」「<sup>なか</sup>お腹まわりがすっきりし、ズボンがサイズダウンした」などの効果を実感する声が寄せられました。

## 生活習慣病予防教室(2日制)

脳や認知症に関する執筆やテレビ出演などで活躍する医師が、脳を活性化する方法を講演します。2日目はトレーナーから生活習慣病を予防・改善する運動の話の聴き、実践します。

とき・内容等 下図表のとおり  
会場 いきいきプラザ一番町地下1階

カスケードホール(一番町12)  
対象 20歳以上の区内在住者50名(申込順)

申込み 電話で健康推進課健康推進係(☎5211-8171)へ。



### ▼生活習慣病予防教室(2日制)

とき	内容	講師
5月20日(金) 13時30分～15時30分	脳を活性化する方法	米山公啓さん=写真(神経内科医師)
27日(金) 13時30分～15時	生活習慣病を予防・改善する運動の話と実践	染谷由希さん(順天堂大学助手)

## 男女共同参画センターMIWグループワーク

### 傷ついた心からの回復

#### 一自分自身と関係性を見つめて

親しい相手などの言葉やふるまいに、つらい思いをしたことはありませんか。自分の心の傷つきを見つめ、回復に向けて新たな人間関係を作るための講義とワークショップです。

とき・会場・内容等 下図表のとおり  
※今回はⅠ・Ⅱの募集です(参加はⅠ

～Ⅱのうち1つを選んでください)。

講師 野本律子さん(カウンセラー)  
申込み 電話・ファクシミリまたはEメール(8面参照)に希望講座を記入しMIW(☎5211-8845 FAX 5211-8846 ✉miw@city.chiyoda.tokyo.jp)へ。

※託児サービス(有料・2週間前までに要予約)あり。

	とき	内容	会場	定員(申込順)
Ⅰ	5月27日・6月3日・10日	心のもやもやを言葉にする 親しい相手との関係に悩んでいて、これからどうしたらいいかを考える	区役所4階401会議室	女性30名
Ⅱ	7月1日・8日・15日	自分自身をみつめる 相手との関係にとらわれず「これまで」と「これから」の自分を見つめる		女性30名
Ⅲ	10月14日・21日・28日	自分のために許すこと 怒りや後悔を手放し、新しい自分や人間関係について考える		今号では募集しません

※いずれも金曜(全3回)10時30分～12時30分

## 夏の節電は「緑のカーテン」で！ モニター参加者を募集

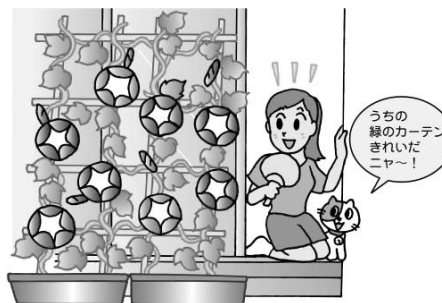
区は「緑のカーテン」を育成するモニター参加者を募集します。

「緑のカーテン」は、ツルが伸びる植物を育て、壁や窓をカーテンのように覆うことで室内を涼しくするものです。夏の日差しをやわらげ室温の上昇を抑えることで、エアコンの使用を抑えることができ、省エネにつながります。

今年の夏は節電をしながら、育てた植物(=ゴーヤ)を見て楽しんで、食してみたいかでしょうか。

募集組数 60組(申込順)

応募資格 次の①～④のすべてを満たす方



☆緑のカーテンを育てましょう。

- ①区内在住者または区内事業者
- ②自宅・事務所等で緑のカーテンの設置、育成および管理が可能な方
- ③取組み結果の報告等に協力できる方
- ④原則、5月11日(水)開催の講習会に出席できる方(出席できない場合はご相談ください)

申込み 5月6日(金)までに電話またはEメール(8面参照)で環境・温暖化対策課(☎5211-4253 ✉kankyuu-ondanka@city.chiyoda.lg.jp)へ。

### 講習会を開催

緑のカーテンの設置、育成等について簡単な説明を行います。次のどちらかにご参加ください。

とき 5月11日(水)①10時30分～②15時～(いずれも約1時間)

会場 区役所4階会議室

※必要なネット、支柱、プランター、培養土は自宅へお送りします。苗木は当日お持ち帰りください。

## 税金のお知らせ

### 軽自動車税の納税通知書を送付

4月1日現在、軽自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)の所有者または使用者に、軽自動車税が課税されます。

5月11日(水)に納税通知書を送りますので、5月31日(火)までに金融機関、郵便局、税務課(区役所2階)、出張所、指定のコンビニエンスストア、またはモバイルレジサービス(携帯電話を利用した納付)を利用し、納めてください。※指定のコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載しています。

### 軽自動車税の減免

障害者手帳等をお持ちで、一定の要件に該当する方は、軽自動車税の減免が受けられます。納期限の7日前までに申請してください。減免を受けられるのは1人につき1台(自動車税、軽自動車税のいずれか)となります。

—いずれも—

問合せ 税務課納税促進係

☎5211-4193

### 東京23区内の都税事務所の所管区域

都税は、税の種類によって都税事務所の所管区域が異なります。千代田都税事務所の所管は次のとおりです。

個人事業税・法人事業税・法人都民税 千代田・文京の2区

事業所税 千代田・文京・北・荒川・足立の5区

申告書などの受付は、住所、主たる事務所等が所在する区の都税事務所でも行います。課税などの問合せは所管の都税事務所へ。

納税(課税)証明書の発行は、すべての都税事務所で行います。申告・納付から1～2週間までの交付申請は、領収書の原本(領収印のあるもの)と申告書の控え(受付印のあるもの)の両方をお持ちください。

問合せ 千代田都税事務所

☎3252-7141

## ひと まち ふれあい

### 震災救援物資を岩手県大槌町へ ～区と事業者、姉妹都市が連携協力～

1面  
関連記事

千代田区は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県大槌町(おつちちょう)に向けて、3月26日16時30分に区役所前を出発し、4トントラック2台分の救援物資を届けました。

大槌町は、区と姉妹都市提携を結んでいる秋田県五城目町と友好関係にあります。このことから、区は五城目町と連携して、震災で大きな被害を受けた大槌町へ支援を行うことにしました。

区から届けた救援物資は、現地で最も必要とされていた衣類で、ジャージ上下1,097組とトレーナー上下560組、肌着8,960組と男女靴下3,400足です。これらの物資は、区内に事業所がある「ミズノ株式会社」と支援に賛同する「グンゼ株式会社」の協力を得て用意されました。



加えて、区からオムツ1,656枚も現地に届けられました。

現地に派遣された職員は「映像で見る以上に現地の状況は悲惨で、まだまだ寒さ厳しい状況でした」「今回届けた物資が、被災者の役に立ち、元気を与えることができればうれしいと思います」と話していました。

# 生活ほっとライン 募集

## 千代田区太極拳連盟大会

5月29日(日)13時～、スポーツセンター(内神田2-1-8)、区内在住・在勤者・千代田区太極拳連盟加盟団体会員、参加費=500円、5月20日(金)(必着)までにファクシミリ(8面参照)で千代田区太極拳連盟事務局・山崎(〒101-0054 神田錦町2-5-10 日本健康太極拳協会内 ☎ 3259-8044 FAX 3259-8587)へ。



## 千代田区剣道大会

個人戦を行います。

7月10日(日)10時～、スポーツセンター、区内在住・在勤・在学者で5段以下の方、参加費=小・中学生500円/高校生以上1,000円、所定の申込書(スポーツセンターで配布)に参加費を添えて6月8日(水)・9日(木)18時30分～20時に直接スポーツセンター2階会議室で受付(内神田2-1-8)へ。

千代田区剣道連盟・相川

☎ 3253-2929



### ひと まち ふれあい

## 奇跡の桜 荘川桜二世が開花

昨年12月に岐阜県高山市から寄贈され、千鳥ヶ淵緑道に植えられた荘川桜二世が、3月中旬から下旬にかけて開花しました。

荘川桜(アズマヒガンザクラ)は、高山市荘川町にある御母衣ダムの建設に伴い、不可能といわれた湖畔への移植により奇跡的に根付き生長している樹齢約500年の桜です。

今回植えられた荘川桜二世は、種から育てられた苗木で樹齢約10年、高さは約5mのものです。桜は、前に桜を植えてあった場所に植えても健康に育ちにくい特性があることから、今回の植樹では無事開花するかどうか心配されていました。しかし、周りのさくらのつぼみが膨らみ始める中、一足早く見事に開花し、

## 歴史と文化の宝庫 千代田区 新たに文化財2件を指定

区は、4月1日、新たに2件の文化財を指定し、千代田区指定文化財は現在64件になりました。

### 有形文化財(工芸品)

山王大権現神号額 1面

所在地 日枝神社(永田町2-10-5)

所有者 日枝神社

この額は、日枝神社の江戸時代の社号を示す扁額で、材質は木製、形は縦長の長方形です。額の中央部には、縦書きで「山王大権現」と大書があり、左端には揮毫者に関わる「千原敬書」の銘と、落款の印があります。



▲山王大権現神号額

背面にある銘文から、武蔵国埼玉郡西方村(現在の埼玉県越谷市)の秋山利左衛門が宝暦6年(1756年)年初冬(10月)に奉納したものです。奉納目的などは明らかではありませんが、西方村にも、山王社が鎮守社として祀られ、歴代当主も信仰しているため、山王社に対する秋山家の信仰から奉納されたとも考えられます。

この「額」は、宝暦6年に作られたこと、また黒漆・朱・金箔などによる装飾がなされるなど製作が優秀であることから、区内に現存する数少ない江戸時代中期の木製の工芸品といえます。

※山王大権現神号額は、宝物殿で保存・公開しています。

### 有形文化財(歴史資料)

庚申塔 1基

所在地 心法寺(麴町6-4-2)

所有者 心法寺

庚申塔は、庚申の夜に、体内の虫が天に登り、その人の悪事を神に告げるため、終夜寝ずに過ごすという「庚申待」の信仰に基づいて建立された石塔です。現在、区内には2基が確認されているだけです。

心法寺の本堂右脇にあるこの塔は、板駒型と呼ばれる形態で、5つの浮彫り(日・月、青面金剛像、二鬼、三猿、二鳥)が刻まれています。また、側面



▲庚申塔

に「宝暦二壬申年九月吉日」と紀年銘があるため、宝暦2年(1752)に奉納されたものと考えられます。

江戸時代前期以降に見られる庚申塔の典型的な形態を備え、また彫刻の保存状態も他区の物件と比較しても優れていることから、江戸時代中期の石造物として貴重な物件であるといえます。

問合せ 四番町歴史民俗資料館

☎ 3238-1139

## 水泳講習会(前期)

6月1日(水)・3日(金)・6日(月)・8日(水)・10日(金)18時30分～20時(全5回)、スポーツセンター、在住・在勤者40名(申込順)、参加費=2,000円(保険料を含む)、5月11日(水)(必着)までに往復ハガキまたはファクシミリ(8面参照)に泳力レベル(A=全く泳げない/B=クロールで25m未満/C=クロールで25m以上/D=クロールで25m以上泳げ他の種目の講習を希望)を記入し千代田区水泳連盟・鈴木(〒101-0047 内神田2-1-8 スポーツセンター内千代田区体育協会気付 ☎ 080-5525-0747 FAX 3609-0694)へ。

※泳力レベルA～Cの方はクロールの講習、Dの方は背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライの中から1種目の講習に

なります。

## みんなでエンジョイ ドッチビー

柔らかい素材のフリスビーでドッチボールを行います。ボールを使わないため、腕力や体格の差を気にせず、大人も子どもも一緒に楽しめます。

5月14日(土)14時～16時、麴町小学校体育館(麴町2-8)、定員40名(申込順)、前日までにファクシミリまたはEメール(8面参照)で文化スポーツ課スポーツ振興係(☎ 5211-3627 FAX 3264-7989) bunksupotsu@city.chiyoda.lg.jp)へ。

※スポーツウェア・シューズ(室内用)を持参してください。



## 千代田区ゲートボール大会

5月29日(日)9時～、外濠公園総合グラウンド(五番町先)、区内在住・在勤者、参加費=500円(傷害保険料を含む)、5月15日(日)(必着)までにハガキ(8面参照)で千代田区ゲートボール協会・隠岐(〒101-0047 内神田2-1-8 スポーツセンター内千代田区体育協会気付 ☎ 3256-4186)へ。

## ファミリーバレーボール大会

千代田区ルールによる9人制ソフトバレーボールの大会です。

6月5日(日)9時～、スポーツセンター(内神田2-1-8)、中学生以上の区内在住者で編成された男女混成の16チーム(申込順)、参加費=1チーム2,700円(別途傷害保険料が1人50円かかります)、5月20日(金)(必着)までに所定の申込書(文化スポーツ課またはスポーツセンターで配布)を郵送またはファクシミリで文化スポーツ課スポーツ振興係(〒102-8688 九段南1-2-1 区役所2階 ☎ 5211-3627 FAX 3264-7989)へ。

### お知らせ

広報千代田4月5日号に掲載した情報のうち、東日本大震災の影響により、中止・変更となるものがありますのでお知らせします。

- ・美術館・博物館等の催し アーツ千代田3331「第2回千代田芸術祭3331 アンデパンダン展」【7面】は、会期を秋以降に延期します。
- ・「点訳ボランティア養成講座」受講生募集【8面】は、中止します。
- ・千代田図書館ミニ展示【8面】は、期間を4月22日(金)までに変更します。



千鳥ヶ淵緑道を通る人びとの目を楽しませていました。

区と高山市の担当者は「荘川桜に込められた生命力の強さと、自然を愛する優しい心を、千鳥ヶ淵を訪れる多くの方に感じてもらいたい。この不屈の生命を受け継いで咲き続ける荘川桜に、東日本大震災の被災地への復興の願いを託したい」と話していました。

※電力不足による節電等のため、イベントを中止・変更する場合があります。申込みの前に主催者にお問い合わせください。

# まちみらい ニュース Vol.73 News

編集 (財)まちみらい千代田

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21  
ちよだプラットフォームスクウェア4階  
TEL3233-7555(代) FAX3233-7557  
http://www.chiyoda-days.jp



## 「東京都地域中小企業応援ファンド」 のお知らせ!

まちみらい千代田では、平成20年度より、東京都の認定を受け、区内中小企業の「東京都地域中小企業応援ファンド」の利用申請をサポートしています。

「中小企業応援ファンド」は、東京都及び国が資金を拠出し運用益を活用し、助成する事業です。地域の魅力向上や課題解決に取組み意欲とアイデアに溢れた中小企業者等のビジネスプランに対して助成金を交付し、地域密着型のイノベーション

を数多く生み出すことをねらいとしており、都市問題の解決や地域資源の活用に資するビジネスを支援するもので、新たな事業の掘り起こしから、販路開拓まで支援をおこないます。

申請要件 東京都内での創業を具体的に計画している、個人事業者、中小企業、組合、NPO等。助成期間2年、助成限度額800万円、対象経費の1/2助成となります。

平成22年度は、当財団の

支援により、昭和測器株式会社、一般社団法人リーガルパークの2社が助成採択を受けました。平成23年度の予定は次の通りとなります。

申請 第1回・平成23年5月中旬頃

※詳細はまちみらい千代田までお問い合わせください。

問合せ 産業まちづくりグループ  
☎32333-7558(直通)

## ― 支援の手を広げよう ―

東日本大震災により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

財団法人まちみらい千代田

## 千代田まちづくりサポート

# 助成活動募集



この助成金は、当財団の賛助会員の方々の会費によって賄われています。申請については、応募の手引きをご覧ください。

※応募の手引きおよび申請書類はホームページ <http://chiyoda-days.jp/development/activity/> もしくは

13回目を迎える「千代田まちづくりサポート(まちサポ)」。助成活動の募集を5月

9日(月)から開始します。まちサポは、千代田区のみを元気にしたい、そんな思いを実現するためのまちづくり活動

## 5月9日(月)より受付開始

財団窓口で入手できます。助成対象 千代田区を中心とした市民レベルのまちづくり活動

助成額

- ・トライアル部門 一律5万円
- ・一般部門 5万円〜50万円

応募資格 3人以上のグループで、千代田のまちづくりに関する活動であれば、在住、在勤、在学、国籍を問わずに誰でも応募できます。

応募制限 同一の企画内容で千代田区または区に關係する団体などから助成を受けている活動や政治・宗教・営利を目的とする活動は助成対象になりません。

申請受付 5月9日(月)〜24日(火)予定

※申請に際しては、内容を確認します。電話予約のうえ申請書を窓口までお持ちください(郵送・Eメール不可)。事前の相談は随時受付けています。

公開審査会 申請内容を公開の場で発表していただき、助成の可否および助成額について審査を行います。

## 「ちよだ青空市」開催について

次回の「ちよだ青空市」は5月11日(水)を予定していますが、詳細につきましては、NPO法人農商工連携サポートセンターまでお問い合わせください。

問合せ NPO法人農商工連携サポートセンター  
☎5259-8097

ついで審査します。

日時 6月11日(土)予定

会場 ちよだプラットフォームスクウェア5階会議室(神田錦町3-21)

活動報告会 助成対象となった場合は、中間発表会(11月)、活動成果発表会(3月)で活動内容を報告してもらいます。

問合せ 産業まちづくりグループ  
☎32333-7558(直通)

## マンションの劣化診断調査・大規模修繕工事のご案内

3月11日の大地震からひと月が経過し、建物へのダメージ等が懸念されます。

まちみらい千代田では、マンションの現状を確認し、先々に行う大規模修繕・これから大規模修繕を行う際の事前調査等に対する助成制度をご用意しております。制度を活用して、建物の状態を把握し、適正に維持しましょう。

①窓口相談・無料相談  
まちみらい千代田の窓口・電話で随時マンションに関する助成制度や諸問題についてアドバイザーを行っております。毎月第3水曜日の15時〜17時まで、マンション管理士によるマンションの無料相談会を実施しております。

②まちづくりアドバイザー派遣  
再開発・共同建替え・マンションの単棟での建替え等における活動の初期段階での勉強会。

③建替え等検討調査費助成  
概ね築30年を経過した分譲マンションで、建替えか大規模修繕かを検討する上で、必要となる調査費用の一部を助成します。

④計画修繕調査費助成  
区内の分譲マンション及び賃貸マンションで、大規模修繕工事を行うための事前調査として、建物の劣化診断調査を行う際の調査費用の一部を助成します。大規模修繕は、マンション生活をおくる上で、避けては通れません。マンションで

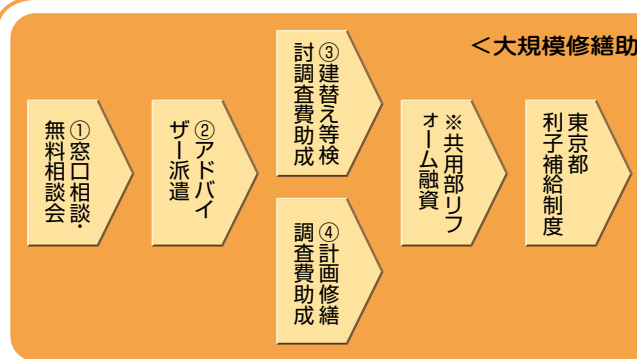
⑤分譲マンション共用部修繕工事債務保証助成制度  
住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」による融資を受け、(財)マンション管理センターの債務保証を受けた管理組合に対し、その債務保証料の一部を助成し、マンションの維持・管理を支援します。

⑥債務保証料助成  
東京都 利子補給制度

※共用部リフォーム融資

⑦計画修繕調査費助成  
区内の分譲マンション及び賃貸マンションで、大規模修繕工事を行うための事前調査として、建物の劣化診断調査を行う際の調査費用の一部を助成します。大規模修繕は、マンション生活をおくる上で、避けては通れません。マンションで

⑧分譲マンション共用部修繕工事債務保証助成制度  
住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」による融資を受け、(財)マンション管理センターの債務保証を受けた管理組合に対し、その債務保証料の一部を助成し、マンションの維持・管理を支援します。



①窓口相談  
②アドバイザー派遣  
③建替え等検討調査費助成  
④計画修繕調査費助成  
⑤債務保証料助成

⑥債務保証料助成  
⑦計画修繕調査費助成  
⑧分譲マンション共用部修繕工事債務保証助成制度

問合せ 住宅まちづくりグループ  
☎32333-3223(直通)

# 平成23年度の事業計画を策定

まちみらい千代田にとって7回目の事業年度となる平成23年度は、これまでの「住宅まちづくり」「区民住宅の供給」「産業まちづくり」「普及啓発」の4つの柱を基本に、それぞれの柱の内容を見直すことで、事業の一貫性を確保しつつ、「暮らし」「働き」「集う」皆様とともに、より積極的な事業展開をしていきます。

まちみらい千代田では、『マンションの維持管理に関する相談』のさらなる充実を図るため、『首都圏マンション管理士会 都心区支部』の協力を得て、マンション無料相談会を行っております。

平成23年4月からは、会場に常駐しているマンション管理士を4名に増員して、相談者に対し、2名のマンション管理士と財団職員で相談をお受けいたしますので、お気軽

お問い合わせいただけますので、お気軽

## マンション無料相談会のご案内

まちみらい千代田では、『マンションの維持管理に関する相談』のさらなる充実を図るため、『首都圏マンション管理士会 都心区支部』の協力を得て、マンション無料相談会を行っております。

平成23年4月からは、会場に常駐しているマンション管理士を4名に増員して、相談者に対し、2名のマンション管理士と財団職員で相談をお受けいたしますので、お気軽

お問い合わせいただけますので、お気軽

お問い合わせ先：まちみらい千代田 4階事務所へお越しください。

※当日、まちみらい千代田の4階事務所へお越しください。

なお、マンションでの日常生活や建物の維持管理等のご相談、マンションに関する各種助成制度の申請についての相談等は、随時受け付けております。

問合せ 住宅まちづくりグループ  
☎ 3233-3223 (直通)

お問い合わせ先：まちみらい千代田 4階事務所へお越しください。

※当日、まちみらい千代田の4階事務所へお越しください。

●住宅まちづくり  
区内居住者の約8割の方が住んでいるマンションの居住環境の整備促進を中心に、魅力ある地域居住環境の整備支援を行います。

●産業まちづくり  
地域産業の振興に向けて、中小企業の中堅優良企業への成長を支援するとともに、起業家の育成・支援を行います。

●普及啓発  
地域社会で「暮らし」「働き」「集う」方々の理解と協力に基づくまちづくりを推進するため、人々の協働のまちづくり活動を支援し、千代田区ならではの情報発信等を行い、より魅力的な地域づくりをサポートします。

●区民住宅の供給  
引き続き借上型区民住宅を管理運営し、区民等の皆様に区民住宅を提供します。

●普及啓発  
地域社会で「暮らし」「働き」「集う」方々の理解と協力に基づくまちづくりを推進するため、人々の協働のまちづくり活動を支援し、千代田区ならではの情報発信等を行い、より魅力的な地域づくりをサポートします。

●住宅まちづくり  
区内居住者の約8割の方が住んでいるマンションの居住環境の整備促進を中心に、魅力ある地域居住環境の整備支援を行います。

●産業まちづくり  
地域産業の振興に向けて、中小企業の中堅優良企業への成長を支援するとともに、起業家の育成・支援を行います。

●普及啓発  
地域社会で「暮らし」「働き」「集う」方々の理解と協力に基づくまちづくりを推進するため、人々の協働のまちづくり活動を支援し、千代田区ならではの情報発信等を行い、より魅力的な地域づくりをサポートします。

## [企業探訪] 第3回千代田ビジネス大賞・大賞受賞企業「鈴新株式会社」 “着実なしなやか経営で75年の老舗鋼材卸売会社”

代表取締役 鈴木猛 社長 取締役 鈴木悦子 総務部長



今回は、第3回千代田ビジネス大賞で大賞を受賞された鈴新株式会社です。鉄鋼2次製品の卸売という経営環境としては大変に厳しい条件下にありながら、75年の長きにわたって着実に事業展開されています。その秘密はいったいどこにあるのでしょうか？

### 1. 創業は先代鈴木新助社長

先代鈴木新助氏（現社長の父）は、

大正13年、当時東京一の鉄鋼製品の販売会社であった野崎栄蔵商店に入社。昭和10年には3件の得意先を分けてもらって鈴木新助商店（当時）として独立しました。得意先の2社がレコード針の

製作会社で、鈴新株式会社は、レコード針の材料というニッチな付加価値を持った材料・製品を提供することからスタートした会社なのです。

### 2. 得意先と仕入先の間で

鈴新株式会社の営業活動の特徴は、得意先と仕入先の間での動きにあります。得意先が「困ったなあ、どうしようかなあ」と思った時に、鈴新株式会社のスタッフが近くに

て必ずその相談に乗ってくれる。最適な仕入先を選択し、得意先との共同開発により得意先の問題を解決していくのです。得意先にとって鋼材が絡む開発では鈴新株式会社がないと存在しない存在なのです。

### 3. 厳しい時代を乗り越えて

しかし創業以来いつも順風満帆ではなく、一時は会社として存亡の危機に立たされました。このとき鈴木社長は、中小企業が不得意な経営管理の仕組みづくりを行うことで、約10年にわたる厳しい経営状態を乗り越え健全な経営に戻しました。

### 4. 二人三脚の経営

お二人に共通するのは大変に勉強熱心であるということ。特に悦子夫人は2年半かけて社会人向けの大学院でMBAを取得し、理論的にもしっ

かりと経営を学んでいらっしゃるのです。もちろん自分たちだけではなく、社員の方々が学ぶことも積極的に支援しています。

“お金は体に着けてしまえ”つまり、お金は貯金で持っていても有効ではない、勉強に投資して身につけて働けばお金以上の価値になるというのが、先代新助氏の信条だったようで、こんなところにも先代からの影響が感じられます。

※詳しいインタビュー内容は、「千代田day's」(URL) <http://chiyodaydays.jp/future/staffblog/legwork/2011/03/vol77.htm>に掲載しています。

問合せ 産業まちづくりグループ

☎ 3233-7558 (直通)

受賞企業の特典として、下段に広告を掲載しております。

お客様と積み重ねた75年。

これからも、いつまでも。

鉄鋼二次製品の専門商社として創業した当社が、あらゆる産業に貢献し得る企業へと発展できた理由。それはひとえに、お客様からの信頼と期待の賜物と考えています。「こういった製品が欲しい」「このように改良できないか」——信頼と期待に裏づけられたリクエストへひとつひとつお応えしてきた結果が、取扱商品の多様化につながり、より多彩なソリューションを実現したのです。私たちの歴史は、まさにお客様との二人三脚だったといえるでしょう。これからもさまざまなニーズへ、柔軟かつきめ細やかに対応できるパートナーとして努めてまいります。そして75年にわたり培った歴史を礎とし、すべてのお客様と足並みを揃え、ともにさらなる飛躍を遂げたいと願っています。



鈴新株式会社

〒101-0047 東京都千代田区千代田2-4-4 藤和内神田ビル  
TEL : 03-5296-6641 FAX : 03-3255-9890

<http://www.suzushin.com>

